福祉

1. 福 祉 都 市 - 151-2. 福 祉 政 策 - 151-

3. 障 害 福 祉 - 153-

4. 生 活 保 護 - 155-

5. 生活困窮者自立支援 - 164-

6. 高 齢 福 祉 - 165-

7. 国 民 健 康 保 険 - 174-

8. 国 民 年 金 - 177-

9. 福 祉 医 療 - 178-

10. 介 護 保 険 - 180-

11. 奈良市社会福祉協議会 - 186-

12. 市内社会福祉施設一覧 - 189-

1. 福 祉 都 市 【福祉政策課】

本市は、昭和47年9月15日に福祉都市宣言と福祉憲章の制定を行い、昭和49年度には国から「身体障害者福祉モデル都市」の指定を受け、音響信号機の設置、歩道段差の切り下げ、公共施設の出入り口のスロープ化をはじめあらゆる施策を講じて生活環境の整備を行った。さらに、昭和60年4月1日から公共施設や多くの市民が利用する民間の建築物を利用しやすい構造や設備にするため「福祉のまちづくりのための建築物等の環境整備要綱(基準)」を定め「人にやさしい福祉のまちづくり」を実施してきたが、平成8年4月1日から「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」が施行され、より一層福祉のまちづくりを目指している。

2. 福 祉 政 策

(1) 社会福祉審議会

【福祉政策課】

ア 目 的 社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第7条の規定に基づき社会福祉 審議会を設置している。

イ 構 成 奈良市社会福祉審議会委員 19名

専門分科会(4分科会)

- ① 民生委員審査専門分科会
- ② 障害者福祉専門分科会
- ③ 児童福祉専門分科会
- ④ 高齢者福祉専門分科会

ウ 任 期 3年

(2) 社会福祉法人の許認可

【福祉政策課】

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立される法人で、設立するためには所轄庁である奈良市長の認可を必要とする。

設立認可には、主なものとして

- ①設立認可申請書
- ②定款
- ③設立当初の財産が法人に帰属することを証明する書類
- ④法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類
- ⑤設立年度並びに事業開始年度事業計画書及び収支予算書
- ⑥役員就任予定者の履歴書等
- ⑦施設建設関係書類

などが必要である。

民生委員は、民生委員法の定めにより市町村に置かれ、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことにより社会福祉の増進に努める。

また、児童福祉法の定めにより、民生委員は児童委員に充てられている。民生委員・児童委員は、奈 良市民生委員推薦会が推薦した者について奈良市社会福祉審議会の意見を聴いた上で市長が推薦し、厚 生労働大臣が委嘱している。

本市の民生委員・児童委員の定数は771名で、令和元年12月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が行われた。また、活動の母体となる民生委員・児童委員協議会は現在46地区あり、おおむね自治連合会の区域を単位に組織されている。この民生委員・児童委員協議会は、民生委員・児童委員の職務に関する必要な知識及び技術の修得の場であり、援助を必要とする者に福祉サービスを適切に利用するための必要な情報を提供する等の援助や関係行政機関への連絡など、社会福祉増進のための活動を行う。

(令和2年4月1日現在)

				現	況					現	況					現	況
搓	協議会	名	定数	男	女	協	協議会	名	定数	男	女	協	議会	名	定数	男	女
椿		井	16	5	6	帯		解	11	5	6	青		和	17	5	12
飛		鳥	32	20	11	精		華	7	3	4	平	城	西	9	2	7
鼓		阪	29	13	15	平		城	29	11	16	東图	美美ヶ	· E.	15	4	11
佐	保	台	7	4	3	伏		見	25	4	21	田		原	9	4	5
済		美	25	16	8	伏	見	南	14	6	8	柳		生	10	6	4
済	美	南	12	3	9	西	大 寺	北	16	4	12	大	柳	生	10	7	3
佐		保	29	11	16	あ	やめ	池	14	2	12	東		里	7	4	3
大		宮	25	6	19	鶴		舞	18	4	9	狭		Ш	6	4	2
佐	保	Ш	17	5	12	学	遠	南	7	2	5	神		功	11	4	6
都		跡	26	11	15	学	園 三	碓	19	5	13	右		京	14	3	9
六		条	28	14	14	登	美ヶ	丘.	25	9	13	朱		雀	12	3	9
大	安	寺	15	6	9	富		雄	20	7	11	左		京	11	3	7
大	安 寺	西	17	6	10	富	雄	南	24	8	16	月	ケ	瀬	8	3	5
東		市	25	5	20	奈	良帝塚	上	16	5	11	都		祁	16	6	10
明		治	17	9	8	鳥		見	15	2	11						
辰		市	23	9	14	_		名	13	5	7		計		771	283	457

(4) 社会福祉法人等の指導監査

【法務ガバナンス課】

社会福祉法人、施設及び介護・障害福祉サービス事業者等に対して、国が示した指導監査要綱、指針等に基づき公平で厳正な指導監査を行うことによって、関係法令、通知等にのっとった法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図る。

(5) 再犯防止等施策の推進(更生支援事業)

【長寿福祉課】

犯罪をした者が社会で孤立することなく再び社会の構成員となることで、市民が犯罪により被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、再犯の防止等の推進に関する法律及び国の再犯防止推進計画に基づき、市の条例制定等及び民間を含めた再犯防止施策推進体制を構築し、円滑な社会復帰を推進する。

3. 生活困窮者自立支援

(1) 生活困窮者等自立支援事業

失業や収入が低いなどで経済的に困窮状態にある方や困窮状態となるおそれのある方が、早期に困窮 状態から脱却できるよう、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な自立相談支援を行う。

① 自立相談支援の状況

人数(件数)

	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度
新規相談受付件数	322	364	391	332
(窓口での相談)	(201)	(186)	(193)	(178)
(電話での相談)	(121)	(178)	(198)	(154)
支援の対象となった者の数 (プラン作成件数、再プラン含む)	159	173	249	222
支援の対象となった者のうち 就労支援対象者数	89	71	155	103
就労決定者数	63	78	89	69

(2) 被保護者就労支援事業

稼働年齢層にある方に対し、対象者の状況に応じて効率的な就労支援を行い、自立を図るため、次の 就労支援事業を展開している。

① 生活保護受給者等就労自立促進事業

	28年度	29年度	30年度	R1年度
支援者数	168人	169人	140人	156人
就労者数	79人	84人	67人	64人
就労率	47%	50%	48%	41%

② 被保護者就労支援事業

	28年度	29年度	30年度	R1年度
支援者数	108人	84人	74人	86人
就労者数	61人	38人	28人	39人
就労率	56%	45%	38%	45%

③ 奈良市就労支援プログラム

	28年度	29年度	30年度	R1年度
支援者数	17人	17人	9人	13人
就労者数	4人	3人	1人	2人
就労率	24%	18%	11%	15%

(3) 住居確保給付金事業

離職又は廃業により、住居を喪失した方や喪失するおそれのある方に対して、一定要件の元、住居確保給付金を支給するとともに就労支援を実施する。

	28年度	29年度	30年度	R1年度
支援者数	9人	4人	10人	3人
就労者数	6人	3人	8人	2人
就労率	67%	75%	80%	67%

(4) 就労準備支援事業

就労未経験や生活習慣の乱れなど、直ちに一般就労に就くことが困難な方に対して、就労従事の準備としての基礎能力を身に付ける訓練を行う。

① 生活困窮者就労準備支援事業

	28年度	29年度	30年度	R1年度
支援者数	11人	18人	8人	8人
就労者数	3人	14人	5人	8人
就労率	27%	78%	63%	100%

② 被保護者就労準備支援事業

	28年度	29年度	30年度	R1年度
支援者数	19人	32人	7人	8人
就労者数	4人	15人	2人	4人
就労率	21%	47%	29%	50%

4. 障害福祉

(1) 障害者(児)福祉

① 身体障害者(児)数

(令和2年4月1日現在)

区分 年齢	肢体不自由 (人)		聴覚・平衡・音声・言 語・そしゃく機能障害 (人)	内部障害(人)	計 (人)
18歳未満	135	8	39	51	233
18歳以上	7, 179	860	1, 316	4, 377	13, 732
計	7, 314	868	1, 355	4, 428	13, 965

② 知的障害者(児)数

(令和2年4月1日現在)

程度年齢	重度(人)	中軽度(人)	計(人)
18歳未満	231	635	866
18歳以上	1,045	1,022	2,067
計	1, 276	1,657	2, 933

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数推移

(各年度6月30日現在)

年度	1級(人)	2級(人)	3級(人)	計 (人)
平成27年度	318	1, 708	579	2, 605
平成28年度	355	1, 792	659	2, 806
平成29年度	411	1, 904	723	3, 038
平成30年度	442	2, 123	822	3, 387
令和元年度	512	2, 304	889	3, 705

④ 市内バス無料優遇制度

身体・知的・精神障害者(児)に対する自立更生への助長と福祉の増進を図るため、市内バスの無料 優遇措置を講じている。

⑤ 福祉タクシー利用助成

事業の内容 重度心身障害者(児)の生活の行動範囲拡大のため、1年間48回を限度として、福祉 タクシーの料金400円を助成する。

対 象 者 下肢、体幹、視覚、内部障害の各1・2級及び療育A1・A2

⑥ 訪問理美容サービス

事業の内容 年6回を限度に、理容師または美容師が対象者宅を訪問して、頭髪の散髪・顔そり (理容師のみ)を実施する。(利用者負担額 2,000円/回)

対象者 著しく重度の障害(身障1・2級の一部)のため、居宅において寝たきり等の状態に ある65歳未満の者

⑦ 外国人重度障害者特別給付

昭和57年1月1日現在、日本国内に居住地登録をし、同日前に重度心身障害者(身体障害者手帳1~3級または療育手帳A1・A2)であり、20歳に達していた者に月額20,000円を支給する。

⑧ 精神障害者医療費助成

助成開始 平成27年8月 (2級所持者は平成29年1月から)

対 象 者 市内在住で、精神障害者保健福祉手帳1級・2級を持っている方

助成内容診療による自己負担額から一部負担金を除いた額

⑨ 補装具費(特例を含む)の支給に係る購入・修理状況

(令和元年度)

				購	入	,	修	理
衤	浦 装 具 🧵	名	/ 比米/-	金	額(千円)	(小米)	金	額(千円)
			件数	公 費	自 費	件数	公費	自 費
義 肢	義	手	1	335	0	0	0	0
我	義	足	9	4, 432	74	13	6, 618	216
	下	肢	75	7, 747	205	36	496	19
壮 目	靴	型	13	1,806	108	4	92	8
装 具	体	幹	1	27	0	0	0	0
	上	肢	1	25	3	0	0	0
座	位保持装	支 置	15	7, 189	190	32	4, 320	106
盲	人安全	つえ	31	179	7	0	0	0
義		眼	9	895	61	0	0	0
	矯 正	眼 鏡	18	512	21	2	53	3
眼鏡	遮 光	眼 鏡	20	341	19	1	20	0
11以 現	コンタク	トレンズ	1	13	0	0	0	0
	弱視	眼 鏡	2	42	3	0	0	0
	高 度 鄭	態 聴 用	98	5, 181	252	26	439	20
	重 度 難	態 聴 用	45	3, 767	184	30	472	20
補聴器	耳あな型(ル	ゲィメイド)	0	0	0	0	0	0
7 田 4 心 4 百	耳あな型 (オ	ーダーメイド)	9	1, 255	58	10	344	12
	骨導式ポ	ケット型	0	0	0	0	0	0
	骨導式	眼鏡型	0	0	0	0	0	0
車	椅	子	47	12, 117	446	100	4, 537	156
電	動車椅	子	12	8, 731	112	46	3, 058	36
座	位保持格	奇 子	8	570	31	4	63	5
起	立保持	具	3	687	20	0	0	0
歩	行	器	9	707	38	0	0	0
頭	部 保 持	具	8	57	3	0	0	0
排	便 補 助	具	0	0	0	0	0	0
步	行補助 つ	つえ	8	48	2	0	0	0
意	思伝達装	麦置	2	1, 106	0	0	0	0
	計		445	57, 769	1, 837	304	20, 512	601

⑩ 日常生活用具給付状況

(令和元年度)

		 金	額(千円)
日常生活用具名	件数	公費	自費
特殊寝台(訓練用ベット)	12	1, 766	46
特殊マット	8	149	8
特殊尿器	0	0	0
入浴担架	1	82	0
体位変換器	2	18	2
移動用リフト	0	0	0
訓練いす (児のみ)	0	0	0
入浴補助用具	25	996	46
便器	0	0	0
歩行補助つえ	8	23	1
移動・移乗支援用具	8	380	11
頭部保護帽	13	155	2
温水洗浄便座	7	766	12
火災警報器	1	16	0
自動消火器	0	0	0
電磁調理器	7	152	3
歩行時間延長信号機用小型送信機	1	7	0
聴覚障害者用屋内信号装置	1	48	0
透析液加温器	5	232	26
ネブライザー	9	247	16
電気式たん吸引器	40	2, 063	107
酸素ボンベ運搬車	0	0	0
盲人用体温計 (音声式)	20	206	6
盲人用体重計	7	106	3
パルスオキシメーター (動脈血中酸素濃度測定器)	6	187	7
携带用会話補助装置	0	0	0
情報・通信支援用具	24	1, 276	61
点字ディスプレイ	0	0	0
点字器	0	0	0
点字タイプライター	2	126	0
視覚障害者用ポータブルレコーダー	16	1, 248	68
視覚障害者用活字等読上げ装置	2	76	4
視覚障害者用拡大読書器	9	1, 505	119
盲人用時計	0	0	0
聴覚障害者用通信装置	4	93	2
聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0

人工喉頭	6	386	35
点字図書	21	77	11
点字新聞	14	224	56
人工内耳体外装置	0	0	0
人工内耳電池	5	111	9
ストーマ装具	7, 032	60, 803	3, 666
紙おむつ等	1,560	17, 041	807
収尿器	3	22	2
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	2	360	40
計	8, 881	90, 947	5, 176

(2) 障害福祉サービス等

① 介護給付…介護の支援を受ける際に支給されるもの

	サー	- ビ	ス		内容
居 (宅 ホー』		、 ルプ		居宅で入浴、排せつ、食事、掃除、買い物などの介護を受けることがで きる
重	度訓	ī 問	介	護	重度の肢体不自由者及び知的又は精神障害で常に介護を必要とする人が、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に受けることができる
同	行	援	Š		視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が移動時及びそれに伴う 外出先において必要な支援・援助を受けることができる
行	動	援	Š	主生	常に介護が必要な障害者が、外出中の介護などをホームヘルパーから受けることができる
重月	度障害:	者等包	括支	<i>† *</i> ==	四肢すべてに麻痺がある障害者や寝たきりの障害者が、居宅介護や生活 介護などの複数のサービスを包括的に受けることができる
生	活	介			常に介護が必要な方が、日中活動として施設や事業所で食事、排せつ、 入浴などの介護を受けることができる
療	養	介	~	護	医療を要する障害者であって常時介護を要する障害者の方が、主として 昼間において、病院その他の施設で行われる機能訓練その他必要な医療 及び療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を受けること ができる
短 (期 ショー				家族の病気などにより介助が受けられないときに、施設に短期間入所して、入浴、食事などの介助を受けることができる
施	設入	、所	支	援	夜間における入浴、食事、排せつなどの介護を受けたり、生活相談など のサービスを受けることができる

② 訓練等給付…明確な達成目標のもと実施される生活訓練や就労に向けた訓練を受ける際に支給されるもの

<u> </u>	
サービス	内容
自立訓練 (機能訓練)	身体機能に障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練等を受けることができる
自立訓練(生活訓練)	知的障害者・精神障害者の方が、食事や家事などの日常生活を送るため に必要な能力を向上させるための支援を受けることができる
	一般企業等への就職を希望される方が、事業所や企業で作業をしたり実習を受けたり、自分の適性に合った職場探しのための支援を受けることができる
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な方が事業所において一般企業と同じよう に、雇用契約を結んで働くことができる
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な方で、就労経験はあるが事情により継続した雇用になっていない場合や、就労移行支援を受けていたが就労に至ることができなかった場合などに、事業所にて生産活動や就労に必要な知識及び能力のための訓練等を受けることができる
	共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、日常生活の援助、生活等に関する相談及び助言、就職先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を受けることができる。グループホームの従業者が日常生活上の支援を行う(介護サービス包括型)と、日常生活上の支援を外部の居宅介護事業所に委託する(外部サービス利用型)がある
自 立 生 活 援 助	施設入所者、グループホーム入居者で一人暮らしを希望する方に一定 の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、日常生活の確 認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う
	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で生活面の課題が生じている方に、企業や自宅訪問又は障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する問題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行う

③ 計画相談支援

介護給付や訓練等給付など障害福祉サービスを受ける際にサービス等利用計画を作成または見直しするとき等に支援を受けることができる。

④ 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための公費負担医療制度で、更生医療、育成医療、精神通院医療があり、 利用者は医療費の自己負担分について助成を受けることができる。

⑤ 補装具

身体障害者の職業その他日常生活の能率向上を図る、また身体障害児については、将来、社会人として独立するための素地を育成、助長することを目的として、身体機能を補完または代替する補装具費の支給を受けることができる。

⑥ 障害児通所支援

療育の必要が認められる児童を指定の施設に通わせることにより、日常生活における基本的な動作の 指導及び、集団生活への適応訓練を行うもの。

サービス	内 容
児 童 発 達 支 援	障害児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における
児 童 発 達 支 援 	基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童につき、医療型児童発
医療型児童発達支援	達センター又は独立行政法人国立病院機構等に通わせ、児童発達支援
	及び治療を行う。また、医療型児童発達支援のうち医療に関るものを
	肢体不自由児通所医療として提供する。
	学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障害児につき、授業の
放課後等デイサービス	終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ生活能力の
	向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児につき、施設を訪問し、集団生活への適応
休月別寺 別 以 仮	のための専門的な支援等を行う。
	重度の障害児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外
居宅訪問型児童発達支援	出することが困難な児童につき、居宅を訪問し日常生活における基本的
	な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

(3) 地域生活支援事業

① [市町村必須事業]

サービス	内容
相 談 支 援	障害者(児)またはその関係者に対し、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利援護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援を提供する。
成年後見制度利用支援	障害福祉サービスの利用の観点から有用であると認められる知的障害 者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援する。
意 思 疎 通 支 援	聴覚障害者及びその者とのコミュニケーションを必要とする者のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者等を派遣するまた、重度の障害により意思疎通が困難な者が入院した際、医療従事者と意思疎通を円滑に図るため支援員を派遣する。
地域活動支援センター	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機 会の提供や地域社会の交流の機会などを提供する。
移 動 支 援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害者等について、地域における自立生活及び 社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を受けることができ る。
日常生活用具給付	障害者 (児) が、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を受けることができる。

② [市町村任意事業]

サービス	内容
	身体障害者(児)の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを 目的に、訪問により居宅において入浴サービスの提供をうけることが できる。
	障害者 (児) の日中における活動の場を確保し、一時的な見守りなどの 支援を受けることができる。
	住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利 用することができる。

(4) 奈良市内の指定障害者支援施設・指定障害福祉サービス事業所等(令和2年4月1日現在・休止中等を除く)

施設分類	サービス分類	事業所数
指定障害者支援施設	施設入所支援	9
	居宅介護	115
	重度訪問介護	105
指定障害福祉サービス事業所	行動援護	46
(訪問系)	同行援護	51
	重度障害者等包括支援	0
	自立生活援助	1
	療養介護	4
	生活介護	54
	自立訓練(機能訓練)	0
┃ ┃ 指定障害福祉サービス事業所	自立訓練(生活訓練)	7
11年四音価値リーピク事業別 (日中活動系)	自立訓練(宿泊型)	1
(口中伯勒尔)	就労移行支援	11
	就労継続支援 A 型	15
	就労継続支援 B 型	39
	就労定着支援	5
指定障害福祉サービス事業所	短期入所	34
(居住系)	共同生活援助 (介護サービス包括型)	29
	共同生活援助(外部サービス利用型)	2
指定相談支援事業所	計画相談支援(特定相談支援)	45
	地域移行支援(一般相談支援)	8
	地域定着支援(一般相談支援)	6
	障害児相談支援	31
指定障害児通所支援事業所	児童発達支援	42
	放課後等デイサービス	56
	保育所等訪問支援	3
	居宅訪問型児童発達支援	2
地域活動支援センター	地域活動支援センター	2
福祉ホーム	福祉ホーム	2

(5) 点字広報・声の広報等発行

事業の内容 しみんだより、市議会だより、すいどうだよりの点字版及び音声版を発行し、 対象者に送付する。

対 象 者 視覚障害者の希望者

点字版 40人 音声版 70人

(6) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

ヘルプマーク・ヘルプカード(援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク・カード)を義足や人工関節の方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方などの希望者に配布する。(令和元年度計1,102枚配布)

(7) 総合福祉センター

障害者理解のための各種啓発事業や障害のある人の社会参加促進のための相談、訓練のほか、スポーツ、レクリエーションなどをはじめとする一貫したリハビリテーション機能を有する総合施設であり、障害者団体やボランティアの拠点でもある。管理運営は、指定管理者である社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が行う。

① 障がい者福祉センター「みどりの家」

ア施設概要

所 在 地 左京五丁目3番地の1 開設年月日 昭和59年9月1日

敷地面積 20,000㎡ 建築面積 1,849.70㎡ 建築延面積 5,500.06㎡

構 造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階建

建設事業費 用地費 829,800千円 建設費 1,375,398千円

施設の内容

1 階 みどり園、みどりの家はり・きゅう治療所、図書室、ラウンジ、事務室他

2 階 機能訓練室、料理教室、作業訓練室、日常動作訓練室、更衣室、 みどりの家歯科診療所、音楽・視聴覚室、ボランティア室、

やすらぎ広場他

3 階 集会室、大会議室、会議室、浴室、和室、談話室他

地下1階 機械室、電気室他

イ開館時間

午前9時~午後9時(水曜日は、午前9時~午後5時)

ウ 休 館 日

月曜日、国民の祝日の翌日(日・火曜日を除く)、12月29日から1月3日まで

エ 利用状況(みどりの家はり・きゅう治療所、みどりの家歯科診療所の実績を含む)

月別	平成 31年 4月	令和 元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 2年 1月	2月	3月	計
人数	6, 580	5, 555	6, 733	6, 847	6, 102	6, 410	6, 068	12, 239	6, 490	5, 415	6,060	1, 381	75, 880

○ みどりの家はり・きゅう治療所

ア 中国はり・きゅう医療導入について

西洋医学と中国医学を統合させた治療で本市の心身障害者及び難病者の障害の除去、軽減を図り、 自立更生への助長を図る。

イ 診 療

診療時間 毎日午前9時~午後5時(日曜、祝日、月曜日を除く)

診療対象者 市内の重度心身障害者及び難病者 診療申込 予約制とし、治療所へ申し込み

ウ利用状況

月別治療利用者数(はり・きゅう)

月別	平成 31年 4月	令和 元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 2年 1月	2月	3月	計
実人数	77	75	81	82	84	82	81	83	82	77	85	75	964
延治療人 数	293	268	261	295	256	239	213	256	240	231	261	226	3, 039

② 障害児歯科検診及び治療

障害児の歯科検診と治療を実施している。

ア検診

年2回 みどりの家で集団検診

イ治療

検診の結果、治療の必要度の高い者から順次治療、治療方法は原則として抑制治療である。

場 所 みどりの家歯科診療所

診療日 第1週を除く毎週木曜日 午前9時~正午

ウ 治療・検診状況

月別	平成 31年 4月	令和 元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 2年 1月	2月	3月	計
人数	15	11	14	13	38	11	15	13	14	13	43	7	207

③ 「奈良市総合福祉センター」体育館

障害者の機能回復と健康増進並びに相互の交流を図り、福祉等の情報を提供することを目的とする。

ア施設概要

開設年月日 昭和61年10月1日

面 積 1階 1,551㎡

構 造 鉄筋コンクリート造

施設の内容 体育室、多目的室、ミーティングルーム、情報展示室、事務室、更衣室等

イ開館時間

午前9時~午後9時(水曜日は、午前9時~午後5時)

ウ体館日

月曜日、国民の祝日の翌日(日・火曜日を除く)、12月29日から1月3日まで

工利用料

障害者、社会福祉事業及び社会福祉活動の関係者の利用は無料 その他の方は有料

5. 生 活 保 護

(1) 生活保護の動向(各4月1日現在)

年区分	然出 1 日	被係	R護世帯数	汝	襘	波保護人員	1	保護率
	管内人口		受給中	停止中		受給中	停止中	(‰)
平成28年	361, 423	5, 492	5, 417	75	7, 877	7, 772	105	21. 80
29年	359, 666	5, 474	5, 398	76	7, 693	7, 571	122	21. 39
30年	358, 155	5, 470	5, 397	73	7, 532	7, 437	95	21. 03
31年	356, 352	5, 407	5, 357	50	7, 365	7, 301	64	20. 67
令和2年	355, 529	5, 402	5, 337	65	7, 271	7, 152	119	20. 45

^{※ ‰ (}千分率。1‰=0.1%)

(2) 生活保護開廃状況

区分	Les ale	. .+	開	始	4n -	廃	正
年度	相談	申請	世帯数	人 員	却下	世帯数	人 員
平成27年度	1,000	583	525	753	38	484	662
28年度	817	524	462	623	29	490	682
29年度	1, 217	535	493	677	20	482	660
30年度	1, 094	449	402	537	26	458	580
令和元年度	1, 028	480	424	561	24	441	584

(3) 年次別生活保護費支給状況

(単位:千円)

区分年度	生 扶 助		教育扶助		医 療 財						進学準備 給付金	計
平成27年度	4, 137, 411	2, 127, 552	83, 669	196, 949	5, 770, 900	61	57, 669	22, 790	94, 872	704	_	12, 492, 577
28年度	4, 098, 660	2, 073, 477	82, 907	209, 765	5, 791, 586	0	54, 459	20, 232	92, 128	1, 106	_	12, 424, 320
29年度	4, 005, 085	2, 049, 138	78, 982	219, 374	5, 725, 911	821	54, 930	23, 802	100, 081	1, 795	_	12, 259, 919
30年度	3, 886, 513	2, 023, 028	66, 398	226, 621	5, 831, 632	0	37, 892	26, 175	109, 996	1, 315	3, 000	12, 212, 570
令和元年度	3, 770, 830	2, 002, 795	52, 697	231, 066	5, 540, 493	401	37, 664	24, 725	104, 087	2, 190	4, 000	11, 770, 948

(4) 世帯類型別世帯数(令和元年度末)

高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	合計
2, 697	395	704	723	818	5, 337

6. 高齢福祉

I. 高齢者人口及び高齢化率

【長寿福祉課】

(1) 高齢者人口

(令和2年4月1日)

				(1	7年4月1日/
年 齢	別	男(人)	女 (人)	計 (人)	累計(人)
60歳以	人上.	57, 543	74, 208	131, 751	
65歳以	人上	47, 421	62, 814	110, 235	
70歳以	人上	35, 860	49, 380	85, 240	
60歳 ~	64歳	10, 122	11, 394	21, 516	131, 751
65歳 ~	69歳	11, 561	13, 434	24, 995	110, 235
70歳 ~	74歳	12, 869	15, 316	28, 185	85, 240
75歳 ~	79歳	10, 111	12, 846	22, 957	57, 055
80歳 ~	84歳	7,073	9, 424	16, 497	34, 098
85歳 ~	89歳	4,024	6, 679	10, 703	17, 601
90歳 ~	94歳	1, 470	3, 723	5, 193	6, 898
95歳 ~	99歳	283	1, 197	1, 480	1, 705
100歳」	以上	30	195	225	225

(2) 高齢化率

(各年4月1日現在)

	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
人口	373, 575人	368, 097人	363,051人	356, 352人
65 歳 以 上	70, 180人	85, 127人	100,937人	108,849人
割合	18.79%	23. 13%	27.80%	30. 55%
65歳 ~ 74歳	40,021人	46,778人	54, 359人	53, 427人
割合	10.71%	12.71%	14. 97%	14. 99%
75 歳 以 上	30, 159人	38, 349人	46,578人	55, 442人
割合	8.07%	10.42%	12.83%	15. 56%

【長寿福祉課】

Ⅱ. 生きがい・ふれあい

(1) ななまるカードの交付

長年の間、社会のために尽くしてこられた70歳以上の高齢者に対し、ななまるカードを交付し、生きがいを持って豊かな老後を過ごしていただくよう各種の優遇措置を行っている。

○優遇措置

• 市内奈良交通バス優待乗車

奈良交通路線バスの市内停留所間を、1乗車100円で優待乗車(市内停留所で乗車または降車した場合、市外にまたがっても1乗車100円で利用可能)

- 市内社寺無料 · 割引拝観
- ・市内の文化施設の無料・割引入場
- ○対象者 85,240人(令和2年4月1日現在)

(2) 長寿祝い

高齢者が生きがいを感じ、希望を持って健康で明るい生活を送っていただくため、満100歳の誕生日にお祝い品を贈り、長寿をお祝いする。

対象者(令和2年度見込) 130人

(3) 万年青年クラブ (60歳以上の方で組織)

発 足 昭和38年12月1日

クラブ数 235 クラブ(令和2年4月1日現在)

人 数 12,325人

主な活動目的 教養の向上、健康の増進、スポーツ振興、地域社会との交流、その他

(4) 万年青年農園事業

高齢者が土に親しみ、自然を愛し、作物の成長を楽しみながら、働く喜びをかみしめ、健康の増進を図り、併せて話し合いの場をつくることなどにより生きがいを高めていただくため、市内の遊休田を万年青年農園として万年青年クラブ会員に貸与している。

設置個所数 8 カ所(令和2年4月1日現在)

(5) 外国人高齢者特別給付金

国民年金の給付が受けられない外国人または外国人であった在宅の高齢者(大正15年4月1日以前の生まれで、昭和57年1月1日現在国内に居住地登録をしていた人に限る。)に支給する。

(6) 老人福祉センター

市内在住の60歳以上の高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのために老人福祉法第15条第5項に基づき設置した。運営については、奈良市社会福祉協議会を指定管理者に指定している。 主な活動としては囲碁、将棋をはじめとして、書道、茶道、俳句、体操教室、カラオケの同好の会、卓球クラブ等がつくられている。

※ 老人福祉センター4館(令和2年3月5日~6月9日まで新型コロナウイルス感染症の影響により休館)

① 東福祉センター

所 在 地 法蓮町1702番地の1

開設年月日 昭和43年12月15日 (平成5年~6年増改築工事)

敷地面積 3,150.11㎡ 建築面積 1,156.57㎡ 建物面積 2,308.70㎡

構 造 鉄筋コンクリート造 2階建 地下1階(ボイラー室)

事 業 費 92,794千円

建設費 60,794千円 用地費 32,000千円

增改築工事費 814,906千円

使 用 料 無料 談話ホール、子育てコーナー、健康生活相談室、茶室、図書室、

娯楽室、談話室、浴室、多目的ホール(機能回復訓練コーナー

を含む)、音響ビデオルーム

有 料 大集会室、講座室、和室

開館時間 午前9時~午後5時

(浴室は、火・水・金・土曜日の正午~午後4時)

休 館 日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

利用状況

区 分	利用者総数	集 会 室·和 室等(有料室) 利 用 者 数	一 般 利 用 者 数	入 浴 者 数 (再 掲)	一 日 平 均利 用 者 数
令和元年度	44,597人	10,898人	23,078人	25,449人	195人

② 西福祉センター

所 在 地 百楽園一丁目9番13号

開設年月日 平成3年8月8日

敷地面積 4,011.20㎡

建築面積 1,453.31㎡

建物面積 2,041.81㎡

構 造 鉄筋コンクリート造 2階建

事 業 費 1,467,973千円

建設費 1,040,893千円 用地費 427,080千円

使用料無料ロビー、子育てコーナー、ラウンジ、談話室、音響ビデオルー

ム、浴室、生活相談室、図書室、娯楽室、健康相談室、機能回復 訓練室、茶室、ロッカールーム、日本庭園、ゲートボールコート

有 料 大集会室、会議室、和室、講座室

開館時間 午前9時~午後5時

(浴室は、火・水・金・土曜日の正午~午後4時)

休 館 日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

利用状況

区 分	利用者総数	集 会 室・和 室等(有料室) 利 用 者 数	一 般 利 用 者 数	7 16 6 200	一日平均利用者数
令和元年度	42,782人	20,490人	11,315人	13,380人	187人

③ 北福祉センター

所 在 地 右京一丁目1番地の4 (奈良市北部会館2階)

開設年月日 平成16年7月20日

敷地面積 4,000.10㎡

建築面積 1,936.42㎡

建物面積 5,960.75㎡ (うち北福祉センター1,623.63㎡)

構 造 鉄骨造 4階建 地下1階 (うち2階部分)

事 業 費 2,356,757千円

建設費 1,758,750千円 用地費 598,007千円

使 用 料 無料 談話ホール、子育てコーナー、音響ビデオルーム、浴室、

娯楽室、和室、休憩スペース

有 料 大集会室、会議室1、会議室2

開館時間 午前9時~午後5時

(浴室は、火・水・金・土曜日の正午~午後4時)

休 館 日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

利用状況

区分	利用者総数	集会室・会議 室等 (有料室) 利 用 者 数	一 般 利 用 者 数	/ I I I //	一日平均利用者数
令和元年度	29,902人	11,058人	16,348人	13, 395人	131人

④ 南福祉センター

所 在 地 南永井町45番地の1

開設年月日 平成23年4月8日

敷地面積 4,339.29㎡

建築面積 1,043.75㎡

建物面積 1,508.41㎡

構 造 鉄筋コンクリート造 2階建

事 業 費 897,899千円

建設費 489,225千円 用地費 408,674千円

使 用 料 無料 談話ホール(図書コーナー含む)、子育てコーナー、娯楽室、

健康増進コーナー、浴室、和室

有 料 大集会室、講座室、会議室

開館時間 午前9時~午後5時

(浴室は、火・水・金・土曜日の正午~午後4時)

休 館 日 毎週日・月曜日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

利用状況

区分	利用者総数	集会室・会議 室等 (有料室) 利 用 者 数	一 般 利 用 者 数	入 浴 者 数 (再 掲)	一日平均利用者数
令和元年度	30,302人	8,508人	20,992人	14,905人	132人

(7) 老人憩の家

① **設置目的** 市内に居住する60歳以上の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーションのための場を提供し、高齢者の心身の健康の増進を図るために設置した。

② 管 理 地区の万年青年クラブを指定管理者に指定

				<u>.</u>
名 称 (開館年月日)	所 在 地	建築面積(㎡) 延床面積(㎡)	構造	指定管理者
東里老人憩の家 (昭和47年12月)	須川町776	126. 00 110. 00	鉄骨造平屋建 (平成9年建替)	東里地区 万年青年クラブ連合会
鳥見老人憩の家 (昭和47年12月)	鳥見町四丁目4	74. 88 68. 58	鉄筋コンクリ ート造平屋建	鳥見喜楽会
登 美 ヶ 丘 老 人 憩 の 家 (昭和55年2月)	中登美ヶ丘一丁目 1994-3	195. 97 183. 13	同 上 軽量鉄骨造 (平成10年増築)	登美ヶ丘地区 万年青年クラブ連合会
横井老人憩の家 (昭和57年6月)	横井一丁目620-1	197. 09 197. 09	軽量鉄骨造(平成14年建替)	横井ひまわりクラブ
杏中老人憩の家 (昭和58年5月)	杏町387-12	102. 06 100. 96	鉄骨造平屋建 (平成3年建替)	杏中町万年青年クラブ
杏南老人憩の家 (昭和58年5月)	杏町424-6	115. 29 166. 05	鉄骨造2階建	杏南町万年青年クラブ
八条老人憩の家 (昭和59年12月)	八条一丁目823	104. 46 100. 50	鉄骨造平屋建	九十九会 万年青年クラブ
東之阪老人憩の家 (昭和61年4月)	東之阪町5-60	98. 33 180. 52	鉄骨造2階建	東之阪第一老友会
田原老人憩の家 (平成3年7月)	横田町191-1	130. 96 129. 96	鉄骨造平屋建	田原地区 万年青年クラブ連合会
狭川老人憩の家 (平成3年10月)	西狭川町1088-1	108. 46 102. 21	同 上	上狭川クラブ
古市老人憩の家 (平成4年8月)	古市町1482-2	134. 21 228. 42	鉄骨造2階建	古市町老人クラブ
大柳生老人憩の家 (平成5年5月)	大柳生町1990	120. 95 115. 20	鉄骨造平屋建	大柳生地区 万年青年クラブ連合会
柳生老人憩の家 (平成7年2月)	興ケ原町670-1	152. 31 120. 98	同上	柳生地区 万年青年クラブ連合会
梅園老人憩の家 (平成7年4月)	紀寺町568-7	106. 10 99. 80	同上	紀寺宝寿会
畑中老人憩の家 (平成14年5月)	畑中町4-4 (2階建の1階)		鉄筋コンクリート造2 階建のうち1階部分	_
石打老人憩の家 (平成13年4月)	月ヶ瀬石打1171-1	309. 63 309. 63	鉄骨造平屋建	石打第二梅寿会
桃香野老人憩の家 (平成13年4月)	月ヶ瀬桃香野1197	273. 40 273. 40	同 上	桃香野第三梅寿会
尾山老人憩の家 (平成2年9月)	月ヶ瀬尾山348-3	172. 80 172. 80	同上	尾山第一梅寿会

(8) 老人軽作業場

市内に居住する60歳以上の老人にその知識、経験及び趣味を生かして物を作ることにより生きがいを 持ってもらうために設置した。

① 田原老人軽作業場

所 在 地 茗荷町1171番地 開設年月日 昭和48年5月 建 替 平成6年5月 面 積 65,69㎡

構 造 軽量鉄骨プレハブ造平屋建

管 理 田原地区万年青年クラブ連合会を指定管理者に指定

② 並松老人軽作業場

所 在 地 藺生町1861番地の7

開設年月日 昭和47年4月 建 替 平成3年11月 面 積 129.00㎡ 構 造 木造平屋建

管 理 並松老人学級を指定管理者に指定

Ⅲ. 介護保険外のサービス

【長寿福祉課】

(1) 訪問理美容サービス

在宅の65歳以上で、心身の障がいや傷病等により理美容所へ出向くことが困難な人の居宅へ理美容師が訪問し、頭髪の刈り込み及び顔そり(※顔そりは理容のみ)を行う。ケアプランまたは介護予防プランにおいて事業の利用が必要であるとされる人が対象。

利用回数:年6回まで(2カ月に1回程度)

利 用 料:1回2,000円

(2) 医療機関送迎サービス事業 (月ヶ瀬地域のみ)

在宅で65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯等で、老衰、心身の障がいや傷病等のために、一般の 公共交通機関の利用が困難な人を対象に、自宅と医療機関との送迎を実施する。

利 用 日:月曜日から金曜日の医療機関診療日(祝日等除く)

利用料:無料

利用回数:1週間に往復1回まで

(3) 生活管理指導短期宿泊事業

在宅の65歳以上で、介護保険の要介護認定が「自立(非該当)」相当の人を一時的に養護老人ホーム和楽園で養護し、生活習慣の指導や管理を行う。(※伝染性疾患のある人や入院加療が必要な人は利用できない。)

利用日数:1カ月あたり7日以内

利 用 料:1日380円(生活保護法等による被保護世帯は免除)

食材料費:1食250円

Ⅳ. 養護老人ホーム (12. 市内社会福祉施設一覧 参照) 【長寿福祉課、介護福祉課】

65歳以上で、特に身体的な介護を要する状態ではないが、環境上・経済上の理由により居宅で生活することが困難な人が、行政の措置により入所する施設である。家庭の収入の程度により、費用負担が必要。

入所対象者:次のいずれにも該当する人。

- ①市内に住所を有する、65歳以上
- ②伝染性疾患や入院加療の必要がない
- ③基本的な生活動作に関しては自立できている(介護が必要な状況ではない)
- ④本人および同居者の全員が市民税所得割非課税
- ⑤環境上・経済上の理由により、在宅で1人で生活することが困難であると認められる (費用について)

入所者本人:前年度の対象収入の額に応じて負担する。

入所者の扶養義務者:前年度の課税状況等に応じて負担する。

V. 軽費老人ホーム事務費補助事業 (12. 市内社会福祉施設一覧 参照) 【介護福祉課】

市内に軽費老人ホームを設置する者に、当該施設の運営に要する経費として、事務費補助金を交付する。なお、市内の軽費老人ホームの概要は以下のとおり。

① A型

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な健康状態にある60歳以上の方のための入所施設である。

費 用 生活費(月額) 55,290円(11月から翌年3月までは57,450円)

サービス提供費(月額) 入居者本人の収入状況による(施設が徴収)

光熱水費 実費

② ケアハウス

自炊できない程度の軽度の身体機能の低下が認められるが、入浴等が自力でできる方、または高齢などのため独立して生活するには不安が認められる方で、いずれも共同生活になじむ方が対象である。

費 用 生活費(月額) 46,940円(11月から翌年3月までは49,100円)

サービス提供費(月額) 入居者本人の収入状況による

管理費 一括払いのハウスや併用払いと月払い方式のハウスが

ある。

光熱水費 実費

VI. その他の制度 【長寿福祉課】

(1) 所得税法等上の障害者控除対象者認定

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、寝たきりや認知症の状態が一定の基準に該当し、「身体障がい者または知的障がい者に準ずる」と認められるときは、所得税や市民税の障害者控除を受けることができる。(「老齢者の所得税法、地方税法上の障害者控除」)

確定申告などでこの控除の適用を受けようとするときは、市町村長や福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要となる。

【申請に必要な書類】

- ① 申請書
- ② 医師による「障害者控除対象者認定用意見書」(医療機関規定の文書作成料が必要) ※ ただし、介護保険の要介護認定のある人で、直近の介護認定に係る主治医意見書の記
 - ※ たたし、介護保険の安介護認定のある人で、直近の介護認定に係る主信医息光音の記載内容をもって申請する場合は、「同意書(介護保険認定資料閲覧に対する同意書)」の 添付に代えることができる。

(2) おむつ代の医療費控除

通常、紙おむつ等の費用は医療費控除の対象とならないが、下記のいずれかの証明書を添付することにより、確定申告などの際に医療費として申告することができる。

① 「おむつ使用証明書」

傷病等のためおおむね6カ月以上寝たきりであり、医師の治療のもとにおむつを使う必要があると 認められるとき、医師が発行する証明書である。 (医療機関規定の文書作成料が必要)

② 「おむつ代の医療費控除にかかる確認証明書」

おむつ代についての医療費控除を受けるのが2年目以降の人で、次のいずれにも該当する人に対し、 市町村長が交付する証明書である。 (300円が必要)

- (1) 要介護認定を受けていること。
- (2) 奈良市で保有する介護認定資料(主治医意見書)において、以下の事項が確認できること。
 - ・ 意見書の作成日が、おむつを使用した当該年(※認定期間が13カ月以上の人は、その前年又は前々年)であること。
 - ・ 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B1~C2」であること。
 - ・ 尿失禁の発生可能性が「あり」であること。

(3) 成年後見制度(※制度の具体的な利用等については家庭裁判所が所管)

認知症の方など判断能力の不十分な方は、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、 悪徳商法などの被害にあうおそれがある。このような判断能力の不十分な方を保護し支援するため、以下の制度がある。

① 任意後見制度

自己決定と本人の保護を重視した制度。

本人が、自己の判断能力が不十分になった場合に備えて、前もって代理人(任意後見人)を選定し、 財産管理、身上監護の事務について代理権を与える「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で 結んでおくことができる。

そして、将来判断能力が不十分になったときには、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下で任意後見人による保護を受けることを可能にする。

② 法定後見制度

軽度の精神上の障がいのある方にも対応し、適切な保護者の選任が可能な制度。

本人の保護体制を充実するために、家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者(成年後見人・保佐 人・補助人)を選べるようにしている。

成年後見人などは配偶者に限らず、司法書士、弁護士、社会福祉士など家庭裁判所が事情を考慮した上でふさわしい人を選任する。そして、保護者を複数選んだり、法人を選ぶことも可能である。また、保護者を監督する成年後見監督人などが選任されることもある。

7. 国民健康保険

(1) 被保険者の推移

(各年度末現在)

区分 年度	全市世帯数 (世帯)	国保世帯数 (世帯)	加入率(%)	全市人口 (人)	被保険者数 (年間平均) (人)	加入率(%)
平成27年度	159, 297	53, 073	33. 3	361, 423	87, 485 (89, 310)	24. 2
28年度	160, 242	51,668	32. 2	359, 666	83, 580 (86, 186)	23. 2
29年度	161, 392	50, 558	31. 3	358, 155	80, 574 (82, 691)	22. 5
30年度	162, 380	49, 040	30. 2	356, 352	77, 082 (79, 204)	21.6
令和元年度	163, 991	48, 231	29. 4	355, 529	74, 821 (76, 250)	21.0

(2) 財政状況

(単位:千円)

年度 区分	歳	、総	額	歳	出	総	額	差	引	額	単年度	収支額
平成27年度	4	12, 778	3,022		42,	722,	091		55	, 931	Δ	361, 749
28年度	4	12, 04	5, 075		41,	800,	700		244	, 375		188, 444
29年度	4	41, 52	, 350		40,	958,	692		562	, 658		498, 283
30年度	(34, 949	9, 607		34,	892,	771		56	, 836	Δ	425, 822
令和元年度 (決算見 込)		34, 476	6, 260		34,	406,	235		70,	, 025	Δ	136, 811

(3) 保険給付費等及び保険料の推移

区分年度	保険給付費 (千円)	老拠後支前納介 (保 齡 齡 付円) 供 (保 齡 齡 付円)	計 (千円)	左 の 1 人 当 た り 額 (円)	事 業 費 納 付 金		調 定 額 現年賦課分	1人当たり 保険料 調定額 (円)
平成 27年度	26, 166, 572	173 4, 864, 751 3, 383 1, 821, 085	32, 855, 964	367, 887	_	_	8, 493, 623	95, 103
28年度	25, 383, 331	136 4, 732, 847 3, 487 1, 718, 666	31, 838, 467	369, 416	_	_	8, 249, 394	95, 716
29年度	24, 946, 908	86 4, 686, 387 16, 862 1, 734, 197	31, 384, 440	379, 539	_	_	7, 901, 638	95, 556
30年度	24, 294, 457	_	24, 294, 457	306, 733	9, 483, 569	119, 736	7, 727, 227	97, 561

令和 元年度 (決算 見込)	24, 666, 419	I	24, 666, 419	323, 494	9, 064, 819	118, 883	7, 602, 688	99, 707
2年度 (当初 予算)	25, 814, 136	-	25, 814, 136	346, 498	8, 896, 000	119, 409	7, 350, 449	98, 664

- (注)・1人当たり額は、年間平均被保険者数により算出
 - ・平成30年度から老人保健拠出金・後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・介護納付金は都道府 県移行、市町村に国保事業費納付金が創設

(4) 保険料率(令和2年度分)

区 分	賦 課 標 準	医療分料率	支援分料率	介護分料率
所 得 割	令和元年中の所得額-33万円 (市・県民税基礎控除額) = 所得割賦課基準額	100分の8.3	100分の2.3	100分の2.3
被保険者均等割	被保険者1人につき	26,400円	7, 200円	16,200円
世帯別平等割	1世帯につき	24,600円	6,000円	-
賦課限度額	年 間	610,000円	190,000円	160,000円

(5) 保険料収納状況

(各年度末現在)

年度	区分	予 算 額 (円)	調 定 額 (円)	収納額(円)	未 収 額 (円)	不納欠損額 (円)	収納率 (%)
平 成 27	現年賦課分滞納繰越分	8, 416, 308, 000 255, 844, 000	8, 493, 623, 225 1, 950, 683, 527	7, 753, 172, 583 193, 156, 661	740, 450, 642 854, 209, 341	– 903, 317, 525	91. 28 9. 90
28	現年賦課分 滞納繰越分	8, 344, 627, 000 227, 141, 000	8, 249, 394, 300 1, 507, 188, 654	7, 557, 581, 674 182, 078, 926	691, 812, 626 709, 772, 864	– 615, 336, 864	91. 61 12. 08
29	現年賦課分滞納繰越分	7, 697, 550, 000 151, 070, 000	7, 901, 637, 550 1, 333, 986, 440	7, 378, 853, 149 181, 474, 364	522, 784, 401 649, 643, 238	– 502, 868, 838	93. 38 13. 60
30	現年賦課分滯納繰越分	7, 255, 950, 000 153, 838, 000	7, 727, 227, 460 1, 179, 817, 625	7, 193, 239, 343 149, 767, 418	533, 988, 117 548, 514, 409	- 481, 535, 798	93. 09 12. 69
令和元	現年賦課分 滞納繰越分	6, 968, 446, 000 147, 222, 000	7, 602, 688, 150 1, 033, 492, 129	7, 034, 283, 113 168, 653, 723	568, 405, 037 451, 067, 135	– 413, 771, 271	92. 52 16. 32

(6) 給付の状況

4741	1 02 1/1/10							
区			年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (決算見込
	件	N.	数 件	1, 387, 711	1, 352, 858	1, 311, 616	1, 273, 075	1, 248, 890
	費月	月	領 千円	30, 956, 395	30, 002, 339	29, 438, 304	28, 607, 360	28, 979, 902
	市 負	担	領 千円	22, 641, 063	21, 883, 131	21, 532, 890	20, 952, 593	21, 268, 845
療	1件当た	り費用額	頁 円	22, 308	22, 177	22, 444	22, 471	23, 204
養	1人当た	り費用額	頁 円	345, 967	346, 804	354, 926	359, 864	379, 125
諸	1人当た	り負担額	頁 円	253, 035	252, 952	259, 614	263, 571	278, 246
	受 諸	>	率 %	1, 550. 90	1, 563. 80	1, 581. 37	1, 601. 45	1, 633. 84
費	1人当たり	診療日	数日	21.02	20. 93	21.00	20. 91	21. 26
	1日当た	り費用額	頁 円	16, 455	16, 573	16, 899	17, 209	17, 834
	一般+追	≧職人	数 人	89, 478	86, 511	82, 942	79, 495	76, 439
	診療日	数合	計 日	1,881,270	1, 810, 337	1, 742, 025	1, 662, 360	1,625,003
高	額	件 数	件	37, 359	39, 954	42, 827	43, 772	44, 853
療	養費	支給額		2, 923, 331	2, 938, 957	2, 885, 477	2, 837, 290	2, 967, 000
出	_ 件		数件	265	250	216	218	173
産育	時 支	給	額 千円	111, 371	104, 728	90, 528	91, 400	72, 420
自児	金 1件当	たり金額	須 円	404, 000	404, 000	404, 000	404, 000	404, 000
				420, 000	420, 000	420, 000	420, 000	420, 000
葬	件		数 件	391	421	392	438	345
葬祭費	支約		領 千円	11, 730	12, 630	11, 760	13, 140	10, 350
	1件当た			30,000	30, 000	30,000	30, 000	30, 000
-	人保健		金 千円	173	136	86	_	_
介	護納		金 千円	1,821,085	1, 718, 666	1, 734, 197	_	_
前	期高齢者	納付金	金 千円	3, 383	3, 487	16, 862	_	_
後	期高齢者	支援	金 千円	4, 864, 751	4, 732, 847	4, 686, 387	_	
国国	尺健康保険事	業費納付	金十円	_	_	_	9, 483, 569	9, 064, 819

- (注)・給付の状況は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)により算出
 - ・1人当たり額は、「一般+退職人数」で除して算出
 - ・受診率は、件数 ÷ (一般+退職人数) × 100で算出

一般:国保の一般被保険者のこと(平成19年度以前、除老人保健医療給付対象者) 退職:国保の退職被保険者等のこと

- ・出産育児一時金…平成23年4月から、420,000円が恒久措置となる。 (産科医療補償制度に未 加入の医療機関等は390,000円) 27年1月より、産科医療補償制度に未加入 の医療機関等での分娩は404,000円に変更された。
- ・葬 祭 費…平成20年度から30,000円支給
- ・国民健康保険事業費納付金…国保の都道府県単位化(平成30年度)によって、老人保健拠出 金(廃止)・介護納付金・前期高齢者納付金・後期高齢者支援 金は市町村国保会計から都道府県国保会計へ移管、市町村には 新たに国民健康保険事業費納付金創設

(7) 特定健康診查・特定保健指導実施状況

(注)令和元年度は暫定値

	特定健診	受診者数	受診率	特定	保健指導対象	者数	実施	実施率	
年	対象者数	文衫有数	又砂竿	動機付け	積極的	合 計	天 是 者数	天旭平	
度	(人)	(人)	(%)	支援	支援	(人)	(人)	(%)	
			(/0 /	(人)	(人)	()()	()()	(/0 /	
27	62, 411	18, 840	30.2	1,562	349	1, 911	122	6.4	
28	60, 270	17, 730	29.4	1, 485	320	1,805	136	7.5	
29	58, 635	17, 407	29.7	1, 454	381	1,835	87	4.7	
30	56, 612	17, 355	30.7	1, 465	308	1, 773	197	11. 1	
R1	55, 032	18, 097	32.9	1, 490	316	1,806	113	6.3	

8. 国 民 年 金

(1) 拠出年金等

① 被保険者数

年度 区分	第 1 号 被保険者	任意加入 被保険者	第 3 号 被保険者	計
平成27年度	47, 475	923	29, 413	77, 811
28年度	45, 402	860	28, 321	74, 583
29年度	44, 099	790	27, 634	72, 523
30年度	42, 729	771	26, 954	70, 454
令和元年度	42, 090	787	26, 126	69, 003

② 保険料免除被保険者数

年度 区分	法定免除	申請免除 (全額)	申請免除 (3/4)	申請免除 (半額)	申請免除 (1/4)	学生納付特例	納付猶予	産前産後 免除	計
平成27年度	4, 468	7, 194	748	437	200	6, 561	1, 259	-	20, 867
28年度	4, 520	7, 030	569	333	168	6, 604	1,726	-	20, 950
29年度	4, 567	6, 772	537	369	146	6, 595	1,810	_	20, 796
30年度	4, 580	6, 342	553	279	162	6, 585	1,744	-	20, 245
令和元年度	4, 628	6, 790	541	299	138	6, 635	1, 737	25	20, 793

[※]産前産後免除制度は平成31年4月から開始された。

(2) 年金相談

国民年金の相談

国保年金課月~金曜日 (祝日を除く) 午前8時30分~午後5時15分西部出張所月~金曜日 (祝日を除く) 午前8時30分~午後5時15分北部出張所月・水曜日 (祝日を除く) 午前8時30分~午後5時15分

9. 福祉医療 【福祉医療課】

(1) 心身障害者医療費助成

助成開始 昭和47年4月

対 象 者 健康保険に加入されている身体障害者手帳1級または2級に該当する人及び療育手帳

の交付を受けた人

助成内容 健康保険の自己負担金(入院時の食事代は除く)相当額

なお、制度の一部改正を行い、平成30年4月診療分より一部負担を設け、令和元年8

月診療分より0歳~就学前までを対象とした現物給付方式を導入した。

一部負担金の額

・通院の場合:医療機関ごとに月額500円(月額上限額1,500円)

・入院の場合: 医療機関ごとに月額1,000円(14日未満の入院は500円)

・調剤薬局については、一部負担金は不要。自己負担額の全額を助成。

助成実績

年度 区分	対象者数(人)	金 額(円)
平成27年度	4,674	512, 604, 874
28	4, 508	516, 437, 820
29	4, 575	531, 224, 056
30	4,532	517, 616, 911
令和元年度	4, 639	524, 947, 243

(2) 重度心身障害者老人等医療費助成

助成開始 昭和58年6月

対 象 者 後期高齢者医療制度の医療資格があり身体障害者手帳1級または2級に該当する人及

び療育手帳の交付を受けた人並びにひとり親家庭の親等

助成内容 後期高齢者医療制度による自己負担金(入院時の食事代は除く)相当額

なお、制度の一部改正を行い、平成30年4月診療分より一部負担を設けた。

一部負担金の額

・通院の場合:医療機関ごとに月額500円(月額上限額1,500円)

・入院の場合:医療機関ごとに月額1,000円(14日未満の入院は500円)

・調剤薬局については、一部負担金は不要。自己負担額の全額を助成。

助成実績

年度 区分	対象者数(人)	金 額(円)
平成27年度	3, 158	304, 931, 715
28	3, 245	313, 054, 989
29	3, 213	312, 409, 444
30	3, 155	301, 103, 925
令和元年度	3, 154	303, 531, 757

(3) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は平成20年4月1日より施行された医療保険の制度で、奈良県後期高齢者医療広域 連合が保険者となり、被保険者の保険料と他の保険者からの支援金及び公費(国、県、市町村)で運営し ている。

被 保 険 者 75歳以上の人及び65歳以上75歳未満で一定の障害があり広域連合の認定を受け た人

被保険者証 1人に1枚、後期高齢者医療被保険者証が交付される

保 険 料 被保険者個人単位で算出し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保 険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額

(令和2年度・3年度基準)

算定基準は2年ごとに見直す

均等割額 48,100円

所得割額 (前年中総所得金額-基礎控除33万円)×所得割率9.41%

賦課限度額 年間 64万円

窓口負担割合 医療費の1割(現役並み所得者は3割)

給 付 内 容 医療費から一部負担金等を控除した額

給付実績

年度 区分	対象者数(人)	金 額(円)
平成27年度	47, 923	40, 412, 190, 244
28	50, 327	41, 068, 097, 455
29	52, 172	43, 161, 557, 307
30	54, 343	44, 603, 772, 698
令和元年度	55, 870	47, 103, 125, 993

10. 介 護 保 険

(1) 第1号被保険者数

【介護福祉課】

令和2年5月31日現在 110,103人(住所地特例者を含む。)

(2) 介護保険特別会計予算額

【介護福祉課】

令和2年度 33,400,000千円

(3) 保険料率(令和2年度分)

【介護福祉課】

所得段階区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
基準割合	基準額 ×0.3	基準額 ×0.45	基準額 ×0.65	基準額 ×0.9	基準額	基準額 ×1.15	基準額 ×1.25
年間保険料	21, 000	31,600	45, 600	63, 100	70, 100	80, 600	87, 700
所得段階区分	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	
基準割合	基準額 ×1.5	基準額 ×1.7	基準額 ×1.8	基準額 ×1.9	基準額 ×2.1	基準額 ×2.3	
年間保険料	105, 200	119, 200	126, 200	133, 200	147, 300	161, 300	

(4) 要介護認定

【介護福祉課】

要介護等認定者数(令和2年5月末現在)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
3, 591	3, 587	4, 164	3, 858	2,684	2, 389	1,544	21, 817

審查判定件数 (令和元年度)

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
242	3, 100	2,653	3, 787	2, 789	1, 932	1, 959	1, 396	17, 858

(5) 介護 (予防) サービス

【介護福祉課】

① 在宅サービスの種類と内容(要支援1・2、要介護1~5の方が利用できる)

- ・訪問介護(ホームヘルプサービス)*要支援1・2は総合事業へ移行 ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排泄などの身体介護や生活援助などの世話をす る。
- 訪問看護

医師の指示に基づいて、看護師などが家庭を訪問し、看護の支援をする。

- ・訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練(リハビリテーション)を行う。
- 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行う。

- ・通所介護(デイサービス)*要支援1・2は総合事業へ移行 デイサービスセンターなどにおいて、食事、入浴の提供、機能訓練等のサービスを日帰りで受け る。
- ・通所リハビリテーション(デイケア) 介護老人保健施設などで、心身の機能の維持回復を図るため、理学療法、作業療法その他必要な リハビリテーションを日帰りで受ける。
- ・短期入所生活介護 (ショートステイ) 介護老人福祉施設などの福祉施設に短期入所し、日常生活の介護や機能訓練を受ける。

- ・短期入所療養介護(医療型ショートステイ) 介護老人保健施設や介護医療院などに短期入所し、日常生活の介護や機能訓練を受ける。
- ・居宅療養管理指導 医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行う。
- ・福祉用具の貸与 車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸し出す。
- ・福祉用具の購入費の支給 排せつや入浴に使われる用具の購入費を支給する。
- ・住宅改修費の支給 家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給する。
- ・特定施設入居者生活介護 指定を受けた有料老人ホーム等で介護サービスを受ける。

② 地域密着型サービス

(要支援1・2、要介護1~5の方が利用できる)

- ・認知症対応型通所介護 認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、食事の提供、入浴、機能訓練のサービスなど を受ける。
- ・小規模多機能型居宅介護 「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせて食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練 を行う。
- ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) ※要支援1は除く 認知症のため介護を必要とする高齢者が5~9人で共同生活を営む住居において介護を受ける。

(要介護1~5の方が利用できる)

- ・地域密着型通所介護
 - 小規模なデイサービスセンターなどにおいて、、食事の提供、入浴、機能訓練等のサービスを 日帰りで受ける。
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護 小規模な有料老人ホームなどに入所している人が食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練等を 受ける。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※原則として要介護3以上 小規模な特別養護老人ホームなどに入所している方が食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練 等を受ける。
- ・夜間対応型訪問介護 ヘルパーによる夜間の定期巡回や、通報システムによる訪問介護サービスを行う。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ホームヘルパーや看護師が定期的な巡回と随時通報によって家庭を訪問し、身体介護や生活援助などの世話や看護の支援を行う。
- ・看護小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に提供する。

③ 施設サービス (189ページ 12. 市内社会福祉施設一覧 参照)

・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(原則として要介護3~5の方が利用できる) 日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受け る。

市内の施設の状況 24施設 定員 1,652人 (令和2年6月1日現在)

・介護老人保健施設(老人保健施設)(要介護1~5の方が利用できる)

病状が安定している人が家庭に戻れるように、入所して、リハビリを中心とする医療ケアと介護 を受ける。

市内の施設の状況 11施設 定員 1,098人 (令和2年6月1日現在)

・介護医療院(要介護1~5の方が利用できる)

長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院する。

市内の施設の状況 1施設 定員 152人 (令和2年6月1日現在)

(6) 居宅介護支援事業者

【介護福祉課】

利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態等にあった適切な在宅または施設のサービスが利用できるよう、市、サービス提供事業者や施設等との連絡調整を行う介護支援専門員が配置されている事業所である。

市内の居宅介護支援事業者の状況 156 事業者 (令和2年6月1日現在)

(7) 地域支援事業

【福祉政策課、長寿福祉課、介護福祉課】

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市が実施する事業である。 (事業の利用にあたっては、介護予防プランまたはケアプランが必要な事業がある)

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の要介護認定で「要支援1」「要支援2」と認定された方や基本チェックリスト及び地域包括支援センターによるアセスメントで事業対象者と認められた方を対象に、利用者の状態や希望に合わせて以下のサービス提供を行う。

- ○訪問型サービス
 - ・自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
 - ・専門職が、健康に関する短期的な指導を行う。
- ○通所型サービス
 - ・通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行う。
 - 生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行う。

② 介護予防事業

高齢者自身が介護予防に向けて自主的な取り組みができるように、介護予防に関する基本的な知識・情報の普及啓発を行うために介護予防教室や出前講座等を実施する。

③ 配食サービス事業

在宅で65歳以上の単身世帯などで、心身の障がいや傷病等のために食事の調達が困難で配食サービスと安否確認が必要な人を対象に、昼食又は夕食をお届けし、バランスのとれた食事により健康増進を図る。また同時に安否の確認を行う。

費用負担:普通食1食450円以下(特別食は別途料金が必要)

④ 在宅要介護者紙おむつ等支給事業

以下のいずれにも該当する人に、紙おむつ・おむつカバー等を支給する。

- ① 市内で在宅の人。(※入院、入所中は利用できない。)
- ② 介護保険の要介護認定が「要介護4、5」で、常時失禁状態にある人。
- ③ 本人及び同居者(世帯分離も含む)全員が市民税所得割非課税の人。

※支給回数: 2カ月に1回(2カ月分まとめて)。申請する月によっては初回のみ1カ月分となる場合あり。

※種類:カタログより選択。ただし支給限度額(1カ月3,500円)を超える金額については自己 負担。

⑤ 介護予防普及啓発事業

専門職の講師を派遣するなど、地域での自主的な介護予防が継続できるよう支援する。

⑥ 高齢者虐待防止事業

高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援等を行うことにより、高齢者の権利利益の擁護を図る。

- ○相談・情報の把握、虐待の早期発見
- ○虐待ケースマネジメントの実施 など

⑦ 在宅医療・介護連携推進事業経費

地域の医療・介護関係者の連携支援を行い、高齢者の入退院の調整を円滑にし、病院から在宅サービスの切れ目ない支援体制の構築を推進するために在宅医療・介護連携支援センターを設置している。

⑧ 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、運営協議会を開催する。

⑨ 認知症対策事業

認知症について正しく理解し認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターや認知症カフェの運営を支援するボランティアを養成する。

⑩ 認知症相談事業

認知症の人やその家族に対して、認知症及び若年性認知症に関する相談やピアカウンセリング(当事者同士による相談)を行う相談窓口を設け、地域生活を支援する。

日時:毎週月曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00~15:00

場所:奈良市役所 正面玄関ロビー 玄関ホール会議室

平成27年5月より、西部会館に開設

日時:毎週木曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00~15:00

場所:西部会館2階 相談室

⑪ 安心・安全"なら"見守りネットワーク

(行方不明者の早期発見)

認知症等の原因により行方不明となった高齢者を早期に発見し、保護できるよう民生・児童委員や福祉事業所などの関係機関と支援体制を構築し、高齢者の安全とその家族への支援を図る。また、ネットワークに登録した方の中で希望者には、GPS端末の貸出やQRコードシールを配付する。

(民間事業者との見守り協定)

孤立しがちな高齢者等要支援者の異変を早期に把握し、適切な支援につなぐことを目的とし、定期的に要支援者の自宅を訪問している民間の事業者等と見守り協定を締結し、行政と民間事業者が協力して見守りを行う。

② 認知症初期集中支援チーム事業

複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症の疑われる人や認知症の人及び家族の自宅に訪問し、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括的、集中的(概ね6カ月)に行い、自立のサポートをする。

③ 成年後見制度利用支援事業

介護保険サービスの利用にあたって、重度の認知症のために契約行為等を自分で行うことが困難で、 成年後見人などによる支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がいない場合のための制度であ る。

利用者本人に配偶者・4親等内の親族がなく、あっても音信不通などの事情がある場合、福祉を図るために特に必要と認められるときは、奈良市長が申立てを行う。

(4) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅(県営紀寺団地2号棟に28戸・第9号市営住宅に27戸)に居住する高齢者または身体障がい者に対し、近接する老人福祉施設から生活援助員をLSA室に派遣して、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する。

(15) 緊急時在宅高齢者支援事業

在宅の65歳以上で、心臓病などの身体上疾患があり、日常生活を営むうえで常時注意が必要なひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報機器(ペンダント型送信機とセット)を設置し、緊急事態が発生したときに、速やかに当該高齢者の安全を確保するため、受信センターを通じて協力員へ状況確認、または救急要請するサービスである。機器を通じて健康相談も可能。設置にあたり、原則として近隣3人の協力員が必要。固定電話がない場合は設置できない。

【費用負担】

費用:1カ月500円

- 生活保護受給者は申請時に「生活保護受給証明書」を提出することで月額費用が免除
- 機器の修繕費用は通常必要ないが、利用者の故意または重大な過失による故障の場合、実費相当額が必要

【留意事項】

- ・利用にあたっては、NTT回線(アナログ電話回線)が必要。他の回線を利用の場合は、機器が 誤作動を起こすことがある。
- ・昼間に虚弱な高齢者のみになる場合は、全額自己負担することで利用できる。

(8) 地域包括支援センター

【福祉政策課、長寿福祉課】

高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるように、介護保険法に基づき、高齢者の心身状態の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を身近な地域で包括的に行う機関として、地域包括支援センターを設置している。

地域包括支援センターの業務は老人福祉法に定める老人介護支援センターを運営する法人に委託して 実施しており、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの3職種が配置され、専門性を生かした マネジメントが行われている。

設置に当たっては、市内を13の日常生活圏域に分け、圏域ごとに1カ所ずつ担当する地域包括支援センターを定めている。

地域包括支援センターの具体的な業務は、以下のとおり。

① 総合相談支援業務

地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う。

- ○高齢者の心身の状況、生活の実態、その他必要な実情の把握
- ○保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供
- ○関連機関との情報連携 など

② 権利擁護業務

高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見、その他高齢者の権利擁護のために必要な援助を行う。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーに対する個別の相談窓口を設置し、高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるよう支援を行う。

- ○ケアプランの作成指導
- ○支援困難事例についての支援方針の検討、指導助言など

④ 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・要支援2と認定された人及び第1号事業対象者に対し、介護予防支援業務または介護予防 ケアマネジメントを実施し、心身状況の悪化の予防を図る。

また、要支援・要介護になるおそれのある人に対して、アセスメントを行い、介護予防事業のサービスなどを提供する。

地域包括支援センター一覧

日圏	常 生 域	活名	名	称	住	所	電話番号	FAX番号
若		草	奈良市若草地域包括支援	センター	芝辻町1-21		25-2345	25-2346
三		笠	奈良市三笠地域包括支援	センター	大宮町二丁目3-1 ドエル奈良1階	10-106号 東急	33-6622	30-6380
春	用・飛	鳥	奈良市春日•飛鳥地域包括支	援センター	西木辻町110-4		20-2516	20-2517
都		南	奈良市都南地域包括支援	センター	古市町1327-6 フォレストヒルズ	奈良	50-2288	61-2299
北		船	奈良市北部地域包括支援	センター	右京一丁目3-4 サンタウンプラザ	ずずらん館2階	70-6777	70-6778
平		城	奈良市平城地域包括支援	センター	押熊町397-1 梅笠	守ハイツ1階	53-7757	53-7758
京	西・都	跡	奈良市京西·都跡地域包括支	で援センター	六条二丁目2-10		52-3010	48-7234
伏		見	奈良市伏見地域包括支援	センター	西大寺新町1-1-1	河辺ビル1階	36-1671	36-1673
		名	奈良市二名地域包括支援	センター	鶴舞東町1番20-2	2号	43-1280	43-1281
登	美ヶ	丘	奈良市登美ヶ丘地域包括支	援センター	中登美ヶ丘一丁目 D20-104	1994-3	51-0012	51-0013
富	雄	東	奈良市富雄東地域包括支	援センター	大倭町2-22		52-2051	46-2012
富	雄	西	奈良市富雄西地域包括支	援センター	鳥見町四丁目3-1	富雄団地49-101	44-6541	44-6542
東		部	奈良市東部地域包括支援	センター	茗荷町774-1		81-5720	81-5721

日常生活圏域小学校区名一覧

口中工石固多7つ	
日常生活圏域名	担当する地域活動単位での小学校区
若草	鼓阪北、鼓阪、佐保
三	大宮、佐保川、椿井、大安寺西
春日・飛鳥	済美、済美南、大安寺、飛鳥
都南	辰市、明治、東市、帯解
北部	神功、右京、朱雀、左京、佐保台
平 城	平城西、平城
京西・都跡	伏見南、六条、都跡
伏 見	あやめ池、西大寺北、伏見
二名	鶴舞、青和、二名、富雄北
登美ヶ丘	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
富 雄 東	三碓、富雄南、あやめ池(学園南)
富 雄 西	鳥見、富雄第三
東部	田原、柳生、興東、都祁、月ヶ瀬

11. 奈良市社会福祉協議会

昭和42年3月24日、社会福祉事業法(現社会福祉法)に基づく社会福祉法人として認可され、広く福祉関係諸機関・団体が参加して、地域福祉活動を民間レベルで推進している。

(1) 自主事業

① 小地域福祉活動の推進

各地区における住民福祉活動の中核的役割を担う地区社会福祉協議会の一層の強化を図るとともに、それぞれに異なる地域特性に基づいた支援体制を構築するため、エリア対応による地域支援体制の強化を行っている。また、ふれあいサロン活動や小地域ネットワーク活動をはじめとしたさまざまな地域福祉活動の推進を通じて、住民主体による福祉のまちづくりを進めている。

② 生活福祉資金

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、 経済的自立及び生活の安定を図ることを目的とする。また、生計中心者の失業によって生活の維持が 困難となった世帯に対し生活資金等の貸付を行っている。

③ 福祉つなぎ資金

市内居住3ヶ月以上の奈良市民であって低所得のため不時の出費に困窮する世帯に対し、安定した 市民生活を維持するため、必要な資金の貸付を行っている。

④ 善意銀行の運営

市民の方々から金銭・物品の預託を受け、本市の社会福祉の推進を目的として効果的に活用している。

⑤ 福祉団体への支援

福祉団体への助成等を通じて基盤強化を図り、支援に努めている。

⑥ 共同募金運動及び歳末たすけあい運動への協力

民間社会福祉事業の発展に大きな役割を担っている本運動は、市民の善意によるたすけあい精神を 基調とするものであり、寄せられた募金は、福祉施設・団体への支援やさまざまな地域福祉活動推進 のために活用されている。

⑦ 福祉サービス利用援助事業

住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的に物忘れのある高齢者・知的障害者・精神障害者などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行い、自立生活の支援を行っている。

⑧ 在宅福祉サービス事業

高齢者や障害者が在宅生活を営むために必要な支援等を行うとともに、介護保険制度に基づく、訪問介護事業、居宅介護支援事業、通所介護事業及び障害者総合支援法に基づく居宅介護事業、移動支援事業及び相談支援事業を実施している。また、車椅子が必要な方に対し、1カ月を限度に無料で貸し出しを行っている。

⑨ 生活介護みどりの家・生活介護やすらぎ広場の経営

みどりの家では、18歳以上の知的障害者を対象に、自立と社会経済活動への参加を促進する観点から軽作業を通じた必要な訓練を行っている。また、やすらぎ広場においては、18歳以上の身体障害者を対象に、身体能力と日常生活能力の向上及び生活の質の向上を目的として、必要な訓練や生産活動・創作的活動の機会を提供している。

⑩ 鳥見デイサービスセンターの運営

本市における福祉活動の推進拠点として、また、地域住民の身近な相談窓口としての機能に加え、音楽を活かした地域活動および通所介護事業所も兼ねた多機能施設としての事業を行っている。

① 福祉車両運行事業

公共交通機関等の利用が困難な障害者や要介護等の高齢者等に対し、医療機関への送迎や、社会参加を支援するため、運行ボランティアと協働して、道路運送法に基づく「福祉有償運送事業」の移動・移送サービスを都祁地域で行っている。

⑫ 法人後見事業

認知症、知的障害、精神障害などで、判断する能力が不十分な方に対し、本会が家庭裁判所の選任を受け、成年後見人、保佐人又は補助人となって、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約や、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護し、安心して日常生活を送ることができるように支援している。

(2) 受託事業

① 障害支援区分認定調査事業

【障がい福祉課】

障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用を希望する者に対し、個々の状況に応じたサービスが客観的かつ公平に行われるよう、市の委託を受けサービス給付認定に必要な情報を提供するための調査を行う。

② 要介護認定調査事業

【介護福祉課】

市の委託を受けて介護保険要介護認定・要支援認定申請者の居宅または施設等に訪問し、国が定めた基準に基づき公平かつ円滑な認定調査業務を行っている。

③ 高齢者医療機関送迎サービス事業

【長寿福祉課】

月ヶ瀬地域における公共交通機関の利用が困難な高齢者に対して、医療機関等への送迎を行っている。

④ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【長寿福祉課】

高齢者の生きがいと健康づくりの推進、社会参加の促進や介護予防を目的として各種講座・教室等を行っている。

⑤ 相談支援事業

【障がい福祉課】

地域における障害者福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害者福祉サービスの利用援助等、必要な支援を行っている。

⑥ 奈良市地域自立支援協議会運営事業

【障がい福祉課】

地域における関係機関とのネットワークの構築を図り、相談支援事業を中心に障害者支援体制の充実と地域の実態把握や分析をすることで、課題解決に向けた協議・検討を行っている。

⑦ 権利擁護支援事業

【福祉政策課】

権利擁護に関する相談窓口の設置・成年後見制度に関する啓発及び権利擁護を支援する人などの人材育成を行う。また、権利擁護分野における地域連携ネットワークの中核機関として関係機関と連携して地域における権利擁護支援体制の構築を推進している。

⑧ 包括的支援体制構築事業、地域力強化推進事業

【福祉政策課】

複合的な課題を解決・支援するため、包括的に受け止める総合支援体制の整備を進めている。また、 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決するために、地域における見守り、通いの場づくり など地域力強化の推進を行う。

⑨ 介護予防教室実施事業

【福祉政策課】

地域の介護予防の拠点である奈良市福祉センター(全6箇所)で、介護予防教室を実施することで高齢者の閉じこもり予防、交流による心身の健康づくりを行い、将来要介護状態等になることへの予防を目的として事業を行っている。

⑩ 訪問型生活援助サービス従事者研修業務

【福祉政策課】

身体介護を必要としない要支援者を対象に、生活援助サービス(掃除・洗濯・買い物・調理等)を 提供する訪問型サービスAのサービス提供を行う従事者を養成するための研修を行っている。

① 生活支援体制整備事業

【福祉政策課】

高齢者の生活支援等の体制整備に向けた調整役として、「生活支援コーディネーター」を配置し、 生活支援サービスの提供体制の充実、担い手・人材の育成、地域のネットワークづくりに取り組み、 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する。

⑩ 意思疎通支援(要約筆記者派遣)事業

【障がい福祉課】

聴覚障害者等の自立と社会参加の促進をねらいとしてコミュニケーションを支援するため要約筆記者の派遣調整を行っている。

③ 基幹型地域包括支援センター運営業務

【福祉政策課】

市内13圏域に設置されている地域包括支援センターの機能強化を図り、地域包括支援センターが効率的且つ効果的な事業運営が行えるように各地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行う。

(A) 奈良市若者サポートセンター Restartなら 事業

【福祉政策課】

生活課題を抱える若者や、ひきこもりによる暮らしにくさを抱えている方に対して、多様な連携による相談や居場所の整備、就労機会の確保などにより、早期に的確な支援対応を行っている。

(3) 指定管理施設の経営

【地域づくり推進課、スポーツ振興課、障がい福祉課、長寿福祉課】

東福祉センター・西福祉センター・北福祉センター・南福祉センター・総合福祉センター・ならやま屋内温水プール・ボランティアセンター・月ヶ瀬福祉センター・都祁福祉センターの指定管理者の指定を市から受け、9施設それぞれの特色を生かし、施設の有する機能を十分活用すべく各種事業を行っている。

(4) 子育てスポットすくすく広場事業(西・北福祉センターの一室にて実施) 【子ども育成課】

乳幼児(おおむね0歳から3歳まで)とその保護者が気軽に集い、交流を図る場及び育児相談等を行う場を提供する。また、高齢者との異世代間交流ができる場でもある。

12. 市内社会福祉施設一覧

【障がい福祉課、保護課、長寿福祉課、介護福祉課、子育て相談課】

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(令和2年6月1日現在)

力设七八油亚池战(1477)	を使むハハ ム/	(1)412+071	
施設名称	所 在 地	電話番号	定 員 (人)
長 曽 根 寮	大倭町4-1	44-9346	84
平 城 園	秋篠町1567	45-9588	110
万 葉 苑	川上町875-1	27-1887	73
サンタ・マリア	朱雀四丁目3-10	71-7733	80
あ じ さ い 園	茗荷町808-1	81-0878	54
ならやま園	山陵町1085	41-8088	84
和 楽 園	古市町1886-1	63-5502	84
西ノ京苑	六条西五丁目17-43	52-0888	114
こ が ね の 里	西大寺赤田町一丁目7-1-2	52-4315	85
なら清寿苑	田中町602-1	50-3551	50
学 園 前 西	二名三丁目1151-1	45-1243	80
香 梅 苑	月ヶ瀬尾山817-5	0743-92-2222	50
都祁すずらん苑	都祁友田町1437	0743-82-2822	84
サンライフ明日香	紀寺町556-1	20-1177	50
かがやきの苑	奈良阪町2789-1	25-2020	50
ら く じ 苑	八条五丁目437-11	30-1800	85
リノ	窪之庄町116-1	64-3500	85
梅花苑	大和田町2226	52-0221	60
トマトホーム	横井町906-12	62-8880	40
ル・エンゲージ なかがわ3番館	奈良阪町167	24-3311	50
光 の 桜	石木町715-1	51-7537	50
こまどりと丘	二名一丁目2356-1	51-7351	50
サンライフ西大寺	西大寺南町1-28	52-1177	50
あじさい園 宝	南肘塚町99-1	24-0878	50
	計		1,652

(2) 介護老人保健施設

(令和2年6月1日現在)

施	設	名	称	所 在 地	電話番号	定 員 (人)
や	< 1	 の	里	高畑町210	24-1313	90
サ	ンラィ	イフ奈	良	南肘塚町205-1	22-1177	66
ロイ	'ヤルフ	エニック	クス	六条町99-2	35-1313	150
ア	ップノ	レ学園	前	中登美ヶ丘四丁目3	51-2200	100
ŧ	t 1	ころ	う	都祁友田町515-1	0743-82-1813	80
大	和日	日の	里	丸山二丁目1220-163	51-6003	82
佐	保	の	里	八条五丁目437-8	30-6662	80
ア	ンミ	ブェ	口	帝塚山2-21-21	44-3300	100
秋			篠	秋篠町1432-1	53-3001	150
桜	0	り	里	八条五丁目437-10	36-3666	100
エリ	リシオ	ン石木の	の里	石木町799	93-7817	100
				計		1,098

(3) 介護医療院

(令和2年6月1日現在)

施	設	名	7	称	所 在	地	電話番号	定 員 (人)
奈	良春	日	病	院	鹿野園町1212-1		24-4771	152
	計						152	

(4) その他福祉施設

(令和2年4月1日現在)

ての他悔性心故		(市和2千4月1日	グロエノ
社会福祉事業施設	施設名称所有	在 地 設置認可 年 月 日	定 数 (人)
養護老人ホーム	和 楽 園 古市町188	86-1 平10. 4. 1	125
	A 大 倭 滝 の 峯 荘 千代ヶ丘コ	二丁目3-1 昭45.12.26	70
	佐 保 苑 二名二丁月	目2443-3 昭53. 4. 1	50
	ケ ア ハ ウ ス 万 葉 川上町281	1 平 7. 1.17	50
	特定施設入居者生活介護 ケ ケアハウス八重垣園 大倭町5-2	平 7.12. 1	30
	ケアハウスあじさい園 茗荷町808	8-1 平 8. 4. 6	30
叔 弗 北 十)	ア ケアハウスニューライフならや 山陵町108	85 平 9. 4. 1	15
軽費老人ホーム	ケアハウス和楽園 古市町188	86-1 平10. 4. 1	30
	ハ ケアハウスなら清寿苑 田中町602	2-1 平14. 1.10	30
	学園前西ケアハウス 二名三丁	目1151-1 平14. 3. 1	30
	ゥ ケアハウスらくじ苑 南京終町1	13-4 平14.10.1	32
	ケアハウス都祁すずらん苑 都祁友田町	町1437 平 8.12.25	23
	ス 特定施設入居者生活介護 大倭町4-3	36 平20. 4. 1	50
	ル・エンゲージなかがわ4番館 奈良阪町1	167 平26. 2. 1	20
母子生活支援施設	佐 保 山 荘 法蓮町393	3 昭28. 3.20	30
마 호 # ===	奈良県総合医療センター 七条西町2	2丁目897-5 昭53. 1. 1	2
助 産 施 設	市 立 奈 良 病 院 東紀寺町-	一丁目50-1 平17. 7. 1	2
指定医療機関	独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター 七条二丁目	目789 昭43. 4. 1	80
医皮型除生用 无形式	バルツァ・ゴーデル 鹿野園町1	1000-1 平13.10.1	80
医療型障害児入所施設	東 大 寺 光 明 園 雑司町406	6-1 昭30. 6. 1	50
福祉型障害児入所施設	奈良県立藤の木学園 菅野台2-4	43 昭38. 4. 1	76
	仔		57
福祉型児童発達支援	東大寺福祉療育病院 華の明 雑司町406	6-1 昭30. 6. 1	15
世 ン タ ー	児童発達支援センターしおん 大宮町1-1 奈良交通第	1-32 第3ビル2階 昭30. 6. 1	30
	児童発達支援センターくれよん 中町500-1	1 平27. 4. 20	30
救 護 施 設	須 加 宮 寮 大倭町3-1	1 昭31. 6. 1	100
授 産 施 設	働 く 広 場 ・ 佐 保 古市町188	86-26 昭22.12.25	20
	l	L	